

研究費の不正防止に関する誓約書について

業者各位

令和5年4月
愛国学園大学

本学では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月15日文科科学大臣決定（以下「実施基準」という。））に沿って、公的研究費の契約等における不正防止についての取組を行います。

実施基準では、不正防止の取組として、機関の不正対策に関する方針及びルール等に対し、「取引事業者に誓約書の提出を求めること」が明記されています。

つきましては、本学との取引に当たっては、不正な取引に関与しない旨の「誓約書」の提出をお願いいたします。

〈提出文書〉

代表者印を押印した「誓約書」（様式）

※誓約書には有効期限は設けておりませんので、1回ご提出いただければ結構です。

〈提出の対象となる取引先様〉

本学と各年100万円以上の取引がある取引先様

ただし、個人（事業のために契約の当事者となる場合は除く）、官公庁、国に準ずる機関、外国企業は除きます。

〈提出先〉

愛国学園大学総務課宛